

平成 2 2 年第 7 回（7 月）  
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日 時 平成22年7月8日(木)  
開 会 9時00分 閉 会 9時50分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 13名

欠席委員数 1名

欠 員 1名

出席委員の氏名 是木 輝義、若山 善一、石丸 茂信、岡 万寿夫  
梅林 陟、豊田 和義、和才 直俊、恒成 一治  
是木 則幸、奥家 信弘、賀部 正直、矢頭 道雄、  
瀬口 勝美

欠席委員の氏名 守口 信義

4. 議 案

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第15号 吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認について 1件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による届出について 1件

5. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 赤尾 肇一

事務局員 赤尾 慎一

事務局 委員の皆さんおはようございます  
皆様には何かとお忙しい中、事務局の都合により、開会時間を早めたにも関わらず、ご出席頂きましてありがとうございます。  
開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 挨拶（是木会長挨拶）  
それでは、ただいまから平成22年度第7回総会を開催いたします。本日は定員15名中欠員1名、14名の出席ですので、総会は成立しています。次に議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人に岡万寿夫委員、梅林陟委員のお二人を指名いたします。  
それでは、議事に入ります。本日は4条・5条関係がそれぞれ1件出されています。「議案第13号、農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

### 議案第13号

事務局 「議案第13号、農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。議案1ページをご覧ください  
申請農地の表示は、大字幸子〇〇〇番〇、地目は畑、面積は320㎡です。所有者はAさんで耕作者はBさんです。  
農業振興地域内の農用地区域外で農地区分は第3種農地と判断されます。  
申請人の住所は直方市殿町〇〇番〇〇号、申請者の氏名はAさんで、転用理由は現在社宅住まいであるが、自己所有地に家を新築し永住したいとの理由です。  
2ページをご覧ください、位置図の円で囲んだ所が申請地です。  
3ページには字図、4ページには施設平面図を添付しています。  
施設概要は鉄骨構造の一般住宅で建築面積84.69㎡、建ぺい率26.5%。転用計画の確実性については、資金計画で金融機関の融資証明等の添付があり確実であると判断されます。また、付近農地等の被害の有無については、3ページの字図をご覧ください。東側は公共水路、西側は申請者の自己所有地並びに宅地に接しています。また、南側は宅地、北側は町道に接し、付近農地に係る営農条件への支障は隣地承諾書が添付されています。また、排水放流は協議済です。  
以上で説明をおわります。

会 長        それでは、地元委員に現地の状況等で補足説明がありましたらお願いいたします。地元委員は瀬口委員です。よろしくお願いいたします。

瀬口委員     申請者は耕作者のBさんのお孫さんで、Aさん所有の土地に隣接している申請地に家を建築するために今回申請するとのことでした。

会 長        ただ今事務局並びに瀬口委員より詳細に説明があったとおりです。ご審議の程、よろしくお願いいたします。何か質疑はありませんか。

各委員        質疑なし

会 長        それでは、この件について承認することにご異議はございませんか。

各委員        異議なしの声あり

会 長        では、議案第13号に関しましては承認することと決めます

#### 議案第14号

会 長        では次に「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局        「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。5ページをご覧ください

申請農地の表示は、大字今吉〇〇〇番〇で地目は田、面積は320㎡です。所有者はCさん・耕作者は耕作台帳に記載がありませんが、現在管理はされている状況です。

申請地は農業振興地域内の農用地区域外にあり、農地区分は第2種農地と判断されます。

申請人の住所は現在愛知県名古屋市長種区竹越〇丁目〇番〇〇号に居住しているDさんで、転用理由は、自己住宅を建築したいとの理由です。

6ページの位置図をご覧ください。円で囲んだ所が申請地です。

7ページには字図、8ページには施設平面図を添付しています。

施設概要は一般住宅で建築面積106.62㎡ 建ぺい率32.3%です。転用計画の確実性については、資金計画等裏付けがありません、確実と判断されます。

付近農地等の被害の有無については、7ページの字図をご覧ください。東側は農地、西側は町道に接しています。また、南側は農地、北側は町道に接し、付近農地に係る営農条件への支障は隣地承諾書

が添付されています。また、排水放流は承認済です。

以上で説明を終わります。

会 長            それでは、地元委員で現地の状況等で補足説明がありましたらお願いいたします。地元委員は豊田委員です。よろしく申し上げます。

豊田委員        私のところに来た時に、土地改良区の排水放流協議書がついていなかったもので、必ず同意の印鑑をもらって申請するように言いましたが、どうだったですか。

事務局           申請書には添付されていました。

会 長            ただ今事務局並びに豊田委員より報告があったとおりです。ご審議の程、よろしく申し上げます。何か質疑はありませんか

各委員           質疑なし

会 長            それでは、この件について承認することにご異議はございませんか。

各委員           異議なしの声あり

会 長            それでは、議案第14号に関しましては承認することと決めます。では次に「議案第15号 吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。事務局説明をお願いします

事務局           「議案第15号 吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認について」吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認について、別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求める。平成22年7月8日 農業委員会 是木輝義

農業経営基盤強化促進法に基づく合意解約の申し出が2件出されています

1件目は貸貸人の住所は大字楡生〇〇〇番地〇のEさん、賃借人は上毛町大字宇野〇〇〇番地〇のFさんです  
農地の表示は大字別府〇〇〇番〇、地目は田、面積330㎡で合意解約日は平成22年6月7日、解約理由は貸し手の都合によるもので、解約後は畑として利用するとのことです。

2件目は貸貸人の住所が大字今吉〇〇〇番地〇のGさん、賃借人の住所は大字広津〇〇〇番地のHさんです。

農地の表示の表示は大字幸子〇〇〇番〇、地目は田、面積1,26

7 m<sup>2</sup>で、合意解約日は平成22年6月7日、解約理由は借り手の都合によるものです。以上で報告終わります。

会 長 事務局より説明がありました。皆様方よりなにか質疑はございますか。

各委員 質疑なし

会 長 では、議案第15号に関しましては承認することと決めます。

各委員 異議なし

#### 報告事項

会 長 では次に、報告事項として「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 合意解約に基づく通知が1件提出されています。  
農地の表示は大字広津〇〇〇番〇、地目は田、面積86 m<sup>2</sup>、賃貸人は大字広津〇〇〇番地2のIさんです。  
賃借人は大字広津〇〇〇番地〇のJさんです。永小作権により賃借で、賃借権の合意解約成立日は平成22年6月3日。  
土地の引渡しの時期も同じく平成22年6月3日です。以上で説明終わります。

会 長 事務局より説明がありました。この件に関しましては、報告事項ということですが、皆様方よりなにか質疑はございますか。

各委員 質疑なし

会 長 質疑がないようでありますので、議事についてはこれで終わりたいと思います。

会 長 では、皆様方よりその他何かございませんか。  
ないようでしたら、次回の委員会の日程ですが、事務局お願いいたします。

事務局 次回の委員会の日程ですが、来月8月も事務局の都合によりの8月11日（水）午前10時から行いたいと思います。  
皆さんの都合はいかがでしょうか。

会 長            それでは、8月11日（火）でよろしいでしょうか？

各委員           異議なし

会 長            それでは、次回総会は8月11日（水）とします  
これをもちまして委員会を終了いたします。皆様お疲れ様でした。

9時50分 閉会